§６　特別募集　［インクルーシブ教育実践推進校特別募集］（二次募集を除く。）

Ⅰ　志願資格

インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願者は、前記§１のⅠの１に該当する知的障害のある者であって、かつ、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者とする。

Ⅱ　募集及び募集期間

１　募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高　等　学　校　名	課　程　・　学　科
県立城郷高等学校	全日制の課程　普通科
県立横浜南陵高等学校	全日制の課程　普通科
県立保土ケ谷高等学校	全日制の課程　普通科
県立霧が丘高等学校	全日制の課程　普通科
県立白山高等学校	全日制の課程　普通科
県立上矢部高等学校	全日制の課程　普通科
県立川崎北高等学校	全日制の課程　普通科
県立菅高等学校	全日制の課程　普通科
県立橋本高等学校	全日制の課程　普通科
県立上鶴間高等学校	全日制の課程　普通科
県立津久井浜高等学校	全日制の課程　普通科
県立湘南台高等学校	全日制の課程　普通科
県立茅ケ崎高等学校	全日制の課程　普通科
県立厚木西高等学校	全日制の課程　普通科
県立伊勢原高等学校	全日制の課程　普通科
県立足柄高等学校	全日制の課程　普通科
県立綾瀬高等学校	全日制の課程　普通科
県立二宮高等学校	全日制の課程　普通科

２　募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

募　集　期　間
【志願情報申請期間】 令和７年１月23日（木）午前０時から１月29日（水）正午まで 【中学校長承認期間】 令和７年１月23日（木）午前０時から１月30日（木）正午まで

Ⅲ　志願手続

１　志願の範囲

(1) 志願は、一の高等学校に限る。

(2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。

(3) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

２　志願の手続

(1) 志願者は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書（第 34 号様式）に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート（第 33 号様式）と併せて志願先の高等学校長に提出する。提出方法、期間等は、前記§１のⅢの４の(1)及び(2)のアの規定を準用する。

(2) その他の手続については、前記§１のⅢの２の(1)、(3)、(5)及び(6)の規定を準用する。

３　中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記§１のⅢの４の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

４　高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記§１のⅢの５の(3)のアの規定を準用する。

Ⅳ　志願変更

１　志願変更の範囲

前記Ⅲの２による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中１回に限り、志願した高等学校にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

２　志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間
【志願変更情報申請期間】 令和７年２月４日(火)午前０時から２月６日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和７年２月４日(火)午前０時から２月７日(金)正午まで

３　志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§１のⅣの３の(1)、(3)から(5)の規定を準用する。

Ⅴ　選抜の方法

１　検査の内容

面接とする。

２　検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検　査　の　期　日
令和７年２月 17 日(月)及び２月 18 日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

３　検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

４　検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

５　検査を受検しなかった者の取扱い

(1)　追検査

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア　受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第 28 号様式)を、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は次のとおりとする。

提　出　期　間	受　付　時　間
令和７年２月17日(月)から２月19日(水)まで	２月17日(月)は、午後１時から午後４時まで ２月18日(火)は、午前９時から正午及び午後１時から午後４時まで ２月19日(水)は、午前９時から正午まで

イ　追検査の内容

面接とする。

ウ　追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追 検 査 の 期 日
令和７年２月 20 日(木)

エ　追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ　追検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(2) その他

前記(1)以外の対応に係る取扱いについては、県教育委員会が別に定める。

６　選考の方法

(1) 選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記§１のⅤの７及び８の規定を準用する。

７　合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和７年２月28日(金)午前９時 インターネット出願システム上で確認する。	令和７年２月28日(金) 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 （志願変更したときは、その志願変更先）

Ⅵ　県教育長の志願の承認

前記§１のⅦの規定を準用する。

Ⅶ　入学の許可及び入学手続

前記§１のⅧの規定を準用する。

Ⅷ　その他

前記§１のⅨの１の(1)、及び２から４の規定を準用する。